

被保険者 各位

カシオ健康保険組合

被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて

平素よりカシオ健康保険組合の業務運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省より労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて通知が出ましたのでお知らせいたします。


【変更点】

	変更前	変更後
判断基準	認定者の過去の収入、現時点の収入、将来の収入の見込みなどから 今後の1年間の収入見込み により審査 対象者： 収入がある全扶養申請者	雇用契約書や労働条件通知書に記載された労働契約の内容に基づいて算出した今後1年間の収入見込みが130万未満であり、かつ他の収入（年金や自営も含む）が見込まれない場合は被扶養者に該当するものとして審査し取り扱う 対象者： 給与収入のみの方 (パート・アルバイト・契約社員など)
収入確認	パート勤務の収入のみの方の添付書類 (パート・アルバイト・契約社員等) ① 被扶養者異動届 ② 被扶養者認定状況説明書 ③ 世帯全員の住民票 ④ 給与額証明書 (申請から1年の見込み記載) ⑤ 労働条件通知書のコピーまたは直近の給与明細3ヶ月 ⑥ 従前健保喪失証明のコピー ※ 国保加入の方は国保加入がわかる書類	パート勤務の収入のみの方の添付書類 (パート・アルバイト・契約社員等) ① 被扶養者異動届 ② 被扶養者認定状況説明書 ③ 世帯全員の住民票 ④ 給与額証明書 (申請から1年の見込み記載) ⑤ 労働条件通知書のコピー ⑥ 従前健保喪失証明のコピー ※ 国保加入の方は国保加入がわかる書類

【対象者】

対象者	<p>新規扶養申請時に労働条件通知書の提出が必須の方はパート勤務の給与収入のみの方です。 パート勤務+年金収入や個人事業主等、他の収入がある方は※従来通りの申請となります。 複数の事業所でパート勤務されている方は全ての勤務先の労働条件通知書の提出が必要になります。 労働条件通知書が提出出来ない方はまたは労働契約内容により年間収入が判定できない方は ※従来通りの申請となります (複数勤務の方で一部の通知書しかない場合は※従来通りの申請となります) ★労働契約内容により年間収入が判定できない方 ・「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合 (労働時間や年間日数が見込めない) ・契約期間が1年に満たない場合 (年間日数が見込めない) ・記載内容に幅がある場合 (〇～〇時間・〇時間以内・〇時間程度当の記載で労働時間、日数が見込めない) ※従来通りの申請 = 扶養申請時の申請書類に変更なし</p>
-----	--

【詳細】

<p>申立欄</p>	<p>「被扶養者認定状況説明書」の書類に「扶養に関する申立欄」を新設。 「扶養に関する申立欄」はパート給与収入のみの方が、被扶養者自身で記入が必要になりました。 申請自体は被保険者が行うため被保険者記入。 ※ 年金収入やそのほかの収入がある方は申立欄の記入は不要です。</p> <p>被扶養者認定状況説明書1枚目の赤枠部分に新設</p>  <p style="text-align: center;">赤枠部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">給与収入のみ申立欄 (年金・退職金収入がある方や自営や個人事業主など確定申告されている方は記入対象外)</p> <p style="text-align: center;">(社名記載)</p> <p>(扶養申請者) _____ は _____ のみの給与収入しかないと相違ありません。 収入状況に変更が起きた際は速やかに報告いたします。</p> </div>
<p>収入要件①</p>	<p>労働条件通知書の賃金は、時給・労働時間・日数等・各種手当及び賞与も含めて130万未満となります。 従来通り扶養認定対象者が60歳以上または障害年金受給者は180万未満、19歳以上23歳未満（配偶者を除く）の場合は150万未満です。通知書に時間外労働の勤務時間等の規定の詳細が記載されている場合は上記賃金に含まれます。</p>
<p>収入要件②</p>	<p>新規扶養申請時に、労働条件通知書に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金は年間収入に含まないこととなります。 扶養申請時には含まれませんが、毎年実施の被扶養者資格確認調査時に超過した金額については社会通念上妥当である範囲（当組合で定める妥当な範囲）となり、就労先の事情など個人ごとに異なる為、個別対応となります。 ※注意点その2～その4に詳細記載</p>
<p>収入の考え方</p>	<p>★ 収入に含めるもの 基本給・通勤手当・諸手当（毎月固定的な手当や住宅手当、役職手当、食事手当、地域手当等） 固定残業代（みなし残業、契約書に記載され定められている場合）</p> <p>★ 収入に含めないもの 繁忙期や人手不足等による一時的な時間外労働（雇用契約上で決められた労働時間を超える時間）により支払われた賃金（社会通念上妥当である範囲・当組合で定める妥当な範囲）</p>
<p>扶養内収入限度額</p>	<p>扶養の年間収入限度額は従来通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳未満の方 130万未満 ・ 19歳以上23歳未満の方（配偶者を除く） 150万未満 ・ 60歳以上または障害年金受給の方 180万未満 <p>同居の方 被保険者の年間収入の2分の1未満の収入 別居の方 被保険者からの送金額よりも少ない収入</p>

【注意点】

その 1	認定時に労働条件通知書や被扶養者認定状況説明書の「扶養に関する申立欄」の記載内容に誤りがあり、扶養認定の要件を満たしていないことが認定後に判明した場合は <u>認定時に遡って認定取り消し</u> になります。
その 2	認定後の毎年実施の被扶養者資格確認調査で、 <u>臨時収入の支給を前提として通知書等において賃金や労働時間を不当に低く記載していたことが判明した場合等</u> 、当該臨時収入により実際の年間収入が社会通念上妥当である範囲を超えて130万未満を大きく上回っている事が判明した場合には認定取り消しになります。
その 3	認定時に労働条件通知書には時間外労働の明確な規定がないが、毎年実施の被扶養者資格確認調査で恒常的な時間外労働がある年間収入が判明し社会通念上妥当である範囲（当組合で定める妥当な範囲）を超えると判断した場合は扶養削除となります。
その 4	毎年実施の被扶養者資格確認調査で年間の総収入が130万以上（60歳以上・障害年金受給者は180万以上/19歳～23歳未満の場合（配偶者は除く）は150万以上）となった場合は勤務先に「被扶養者の収入確認にあたっての一時的な収入変動に係る事業主の証明書」を提出いただくこととなります。 （証明書の提出対象者は健保判断） 時間外労働で得られた「一時的な増収額」や就労状況の実績を雇用契約内容と照らし合わせ、恒常的な収入ではないか、妥当性を確認させていただきます。 妥当であると当健保が判断した場合は扶養継続となります。

【運用開始】

令和8年4月1日～扶養認定日が4月1日以降になる申請書類から対象
扶養認定日が4月1日より前の申請を4月1日以降に提出された場合は従来の取り扱いになります。

【提出書類】

申請は人事部経由でご提出お願いいたします。

※ ご不明な点はお問合せ下さい。

【問合せ先】

カシオ健康保険組合

電話 03-5334-4263

email kenpo-tekiyou@casio.co.jp